

第 3 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成 3 1 年 3 月 2 0 日 (水) 午後 1 時 2 0 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 第 1、第 2 委員会室

3. 議案

(1) 議案第 7 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 8 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(3) 議案第 9 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(4) 議案第 1 0 号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 7名

1番 角田 義光 2番 横川 昌英 3番 金沢 和則
5番 緑川 一男 6番 仲田 昌勝 8番 遠藤 武重
9番 佐藤 晴夫

農地利用最適化推進委員 8名

1 1番 添田 勉 1 2番 藤田 浩伸 1 3番 小林 富男
1 4番 近内 繁治 1 5番 小池 力 1 6番 福田 正三
1 7番 矢内 壮幸 1 8番 齋藤 英幸

欠席委員 2名 4番 芳賀 正幸 7番 緑川 喜友

事務局 事務局長 添田 祐司
庶務係長 近内 栄晴
書記 三瓶 桂治

この話を譲受人 ○○○○に話をしたところ土地も隣接していることから○○○○に譲渡する事になりました。

取得後も農地として使用するため周辺への影響はありません。

以上調査した結果この案件は問題ありませんので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

・議 長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第7号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続いて第3条第1項番号2を調査しました私に代わりまして、近内農地利用最適化推進委員に報告を求めます。

・近内繁治委員 農地法第3条第1項2番所有権移転(売買)の確認調査した結果を報告いたします。

調査日 平成31年3月13日午前11時より譲渡人○○○○、譲受人○○○○、委員の佐藤晴夫さん、最適化委員の私の4名により石○○○○○○○○の現地にて話を伺いました。

場所は石川町方面より国道118号線野木沢バイパスを下り塩沢入口を右折し500m位の所にあります。

地目が田、面積323㎡、母畑開パ事業により造成された農地です。現況は、950㎡の田を換地配分により面積調整により○○○○とセミ畔で区切って作付けしている圃場で適正に耕作管理されております。

譲渡人の申請理由は面積323㎡の狭い圃場で田植え、収穫作業など、効率の悪い圃場であるため同じ圃場を利用している○○○○に今後作付けをお願いいたしました所、快く承諾して頂きました。

譲受人の申請理由はセミ畔で仕切られた程度の圃場で、作付けにも今までと変わりなく作業ができるということで譲り受けて耕作管理して行くこととしました。

以上、この案件はお互いの信頼関係があつての所有権移転であり問題ありませんので皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

- ・議長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第7号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続きまして第3条第1項番号3を審議いたしますが、議長の私は番号3、4の当事者でありますので、農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限により、退室します。

(佐藤議長退室)

- ・事務局長 それでは議事参与の制限によりまして会長退席させていただきましたので、議長を会長職務代理者の遠藤武重委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

- ・遠藤武重委員 本案件に関する集約まで暫時議長を勤めさせていただきます。よろしくをお願いします。

番号3を議題といたしますが、番号4も農地の交換で番号3と関連がございます。番号3、4両方の報告を近内農地利用最適化推進委員に求めます。

- ・近内繁治委員 それでは議長からありましたように農地法第3条第1項3番と4番が互いの等価交換ということで関連がありますので一緒に報告をさせていただきます。

農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。

去る3月13日午後1時30分より現地において調査を行いました。

出席者は、担当委員の佐藤会長と最適化委員の私、そして譲受人〇〇〇〇の3人で行いました。

当該地は、母畑須賀川線の母畑より県道139号線を曲木のほうに約500m位白河方面に行き県道沿いにある曲木集会所から字新屋敷方面に150mぐらい入った〇〇〇〇の道路側に面した水田の南側に隣接する面積599㎡のもと桑畑です。

この土地には人がやっと通れる道しかなく桑が伸び放題となり原生林と化しており水田耕作にも悪影響を及ぼしていることから隣接する〇〇〇〇と等価交換となりました。南側の山裾に細長く位置する畑で双方に隣

接する農地があることから管理もお互い管理しやすくなるので交換にいたりしました。この申請に対しての水体系、日照権に影響はないことからこの事案は問題がないものと思われまますので皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして農地法第3条第1項4番を調査した結果を報告いたします。

当該地は県道石川須賀川線の母畑より県道139号線を野木沢方面に1.5km程の所にある〇〇〇〇のビニールハウスのあるところの段々畑の一番下の段に位置します。現在は耕作しておらず荒廢農地となっております。面積は445㎡で20年以上荒廢農地となっております。当該農地は、山と山に挟まれた谷底地形状態の一番下段に位置し日照時間も短く農地としては適さないことから遊休農地となりました。隣地には譲受人の土地もあり一緒に管理できるメリットがあることからこの度申請にいたりしました。今後はこの地域は似たような地形で地権者が入り組んだ状態になっていることからこのようなケースが多発するかと思われまます。まずはその見本となるよう整備していきたいとのことであります。

従いましてこの案件は問題がないと思われまますが皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

- ・遠藤武重委員 只今報告のあった農地法第3条第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・遠藤武重委員 それでは異議のないものと認め、議案第7号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

続いて第3条第1項番号4の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・遠藤武重委員 異議のないものと認め、議案第7号 農地法第3条第1項番号4について承認するものと決定いたします。

佐藤会長の入室を認めます。

(佐藤委員入室)

- ・議長 議長交代します。

続いて第3条第1項番号5を調査しました遠藤武重委員の報告を求め

ます。

- ・金沢和則委員 農地法第3条第1項5番に対する現地調査の報告をさせていただきます。調査日平成31年3月11日午後1時30分より、調査が農業委員の私と遠藤武重さん、推進員の小池さん、立会いが譲受人である〇〇〇〇、譲渡人である2人は譲受人に委任しているとのことでした。

現地は、石川町役場から国道118号線を須賀川方面に1.4kmほど行った〇〇〇〇の信号のあるT字路を左折し、町道を南に400mの場所にあります。

申請地は譲渡人2名が平成13年に相続しておりますが、両名とも一人は〇〇〇〇と一人は〇〇〇〇市ということで、耕作をすることは不可能とのことで、今般、譲受人である〇〇〇〇が譲渡人の強い希望もあり、また、自己の耕作規模を拡大するために、当該農地を買い受けることになりました。

当該農地は現在、耕作しておりませんが譲受人が今後耕作していくとの話を頂いております。

以上、調査の結果、当案件については問題ないものと考えます。

- ・議長 只今報告のあった農地法第3条第1項番号5の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 それでは異議のないものと認め、議案第7号 農地法第3条第1項番号5について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第8号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議長 次に、議案第8号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

この土地についてですが、申請人は申請地から県道いわき石川線を挟ん

で向かい側に居住しておりますが、県道の拡幅工事によって転居することが必要となりました。現在地のそばに転居することを希望し、新築を計画したものであります。

申請された農地は、道路、雑種地、学校用地、田などに囲まれた第2種農地です。以上説明をさせていただきました。

・議長 それでは、第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました仲田委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 4条1項1番の農地転用調査結果を報告致します。

3月13日水曜日午前9時から申請人〇〇〇〇申請代理人〇〇〇〇、添田事務局長、近内係長、最適化推進委員 齊藤英幸さんに立会いを頂き私を含めた6人で現地確認を実施しました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇 地目畑、地積295㎡、いわき石川街道形見バス停から双里方面に約30mの〇〇〇〇〇〇〇〇〇の場所です。

申請人住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 職業 〇〇〇〇
移転事由は一般住宅敷地です。

計画の必要性としては、申請人の現居住が〇〇〇〇〇〇〇〇による用地買収により住み続けることができなくなってしまったため、現在の住居の近くへの転居を希望しており、現居住の前で申請人所有地である今回の申請地にて住宅の新築を計画しました。

土地の選定理由としては、今回の申請地以外にも近くで数箇所の候補地を検討しましたが、立地面、価格面等で折合いがつかず、又、現在の宅地では、買収後十分な敷地面積を確保する事ができないことから住宅の新築計画は断念せざるを得ず、今回の申請地は現在の住居の前であり現在と同様の生活が送れることから申請地を選定することとなりました。

土砂の流出等の災害を防止するための措置として、整地後転圧し、敷き砂利を施し土砂の流出を防ぎます。

農業用排水施設に支障を及ぼさない措置として、建屋部分は雨水枡を設置し、南西側県道既設U字溝へ接続し排水します、その他敷地内に自然浸透とします。生活排水・汚水は合併浄化槽を設置し、南西側県道既設U字溝へ接続し処理します。

周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置として、北側

管理には、空き缶等不法投棄されて困っており売却を検討していたところ、譲受人〇〇〇〇より太陽光発電の用地として使いたいとの申し出があり売却することとしました。

土地の選定には道路に面しており施行しやすく管理もしやすいということで地目が農地ではありますが選定しました。

転用による付近への影響については、土地が平坦であり隣接地に農地はなく土砂の流出等による農業用排水への影響はなく、また、芝張りをして土砂の流出防止対策をする。また、低い工作物であるので隣接地への日照等の被害は生じない。

なお、申請地がJR水郡線沿線に有ることからJRへの連絡も必要ではないかと申し上げました。

以上調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のあった農地法第5第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第9号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(4) 議案第10号

石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件

・議 長 続いて議案第10号石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件を議題といたします。

・事務局長 (朗読説明)

・議 長 石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1を調査されました福田農地利用最適化推進委員に報告を求めます。

・福田正三委員 石川町農業振興地域整備計画の変更申請について調査した結果を報告いたします。3月13日午前9時45分から所有者の〇〇〇〇さん、農業委員会事務局長添田さん、事務局近内さん、農業委員の芳賀正幸さんと私の5人で現場を確認しました。

場所は県道母畑須賀川線の石川坂バス停から東に200mほど行き道路東側の所です。地番は〇〇〇〇〇〇〇〇、田552㎡、所有者〇〇〇〇の土

地です。現在休耕田で草刈をしています。

事業計画者（土地所有者長男）の住宅建築の為変更の目的及び変更の必要性事業計画者である自分たちは現在結婚して12年になる。当初は妻の実家に同居の予定をしていたが、妻の実家も祖父母、両親自分たちもとなると3世代6人家族となるため、〇〇〇〇のアパートに居住した。子供が生まれ同居する話になったが、人数が増え更に手狭となるため同居も思うようにいかず、子供達の面倒を見てもらう事もあり、実家とアパートを行き来していたが冬場は残業時間の都合で行き来が大変になってきたこと、また、子供が小学校に上がるために妻と子供たちは実家に同居することとした。下の子も生まれたため、この際実家に戻ることを計画したが、実家は手狭で同居が難しく、同居するのに建て直すには費用が嵩むため、実家のすぐ目の前の土地に建築することとした。

当該土地を選定した理由及び経緯、当該土地は町道に接続し交通の便、日当たりも良く現在妻と子が同居している住宅に30m程で行き来が楽であること。当該地以外に適地がなく最適地と認め選定した。土地の現況、土地利用計画及び計画面積の積算根拠、住宅130.01㎡、木造平屋建て、駐車場37.50㎡、家族の車3台分、法面面積63.05㎡、通路及び回転スペース 面積321.44㎡ 計552㎡

取水又は排水計画及び水利権者、その他の関係権利者の同意状況、取水計画、取水については、敷地内に井戸を掘り、利用する。雨水は自然浸透及び東側道路側溝に流出する。汚水は合併浄化槽により処理し、東側道路側溝に放流する。

以上調査した結果この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしくお願いたします。

・議 長 只今説明があつた石川町農業振興地域整備計画の変更許可申請番号1の件について何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

・議 長 それでは異議のないものと認め、議案第10号石川町農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時3分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証とするため署名する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

石川町農業委員会

議事録署名人 1 番

2 番